

広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成19年3月28日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の記載事項)

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、希望する開示の実施方法とする。

(第三者保護に関する手続)

第3条 条例第16条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求年月日
- (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見を求める理由
- (4) 意見書の提出先及び提出期限

(電磁的記録の開示方法)

第4条 条例第17条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、第1号及び第2号アの規定の適用は、全部を公開できるものに限る。

- (1) 原本である録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又はこれらを録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付
- (2) 前号に掲げるもの以外の原本である電磁的記録

ア 当該電磁的記録を専用機器に再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(行政文書の写しの作成及び送付に要する費用等)

第5条 条例第19条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第19条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの

送付に要する郵便料金相当額とする。

3 条例第19条第2項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

4 行政文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(実施状況の公表)

第6条 条例第26条に規定する公表は、開示請求等の件数その他必要な事項を広島県後期高齢者医療広域連合の掲示場に掲示して行うものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月12日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

行政文書の種類	写しの作成の方法		金 額	
1 文書、 図画	複写機による写し	（単色刷り）	1枚につき	10円
		（多色刷り）	1枚につき	20円
2 電磁的 記録	（1）用紙に印刷したも の	（単色刷り）	1枚につき	10円
		（多色刷り）	1枚につき	20円
	（2）光ディスクに複写したもの	1枚につき	100円	

備考

- 1 1の項及び2の項の（1）については、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 3 この表に掲げるもの以外の写しの作成に要する費用の額は、実費を算定して定める額とする。